

第3章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用に関する事項

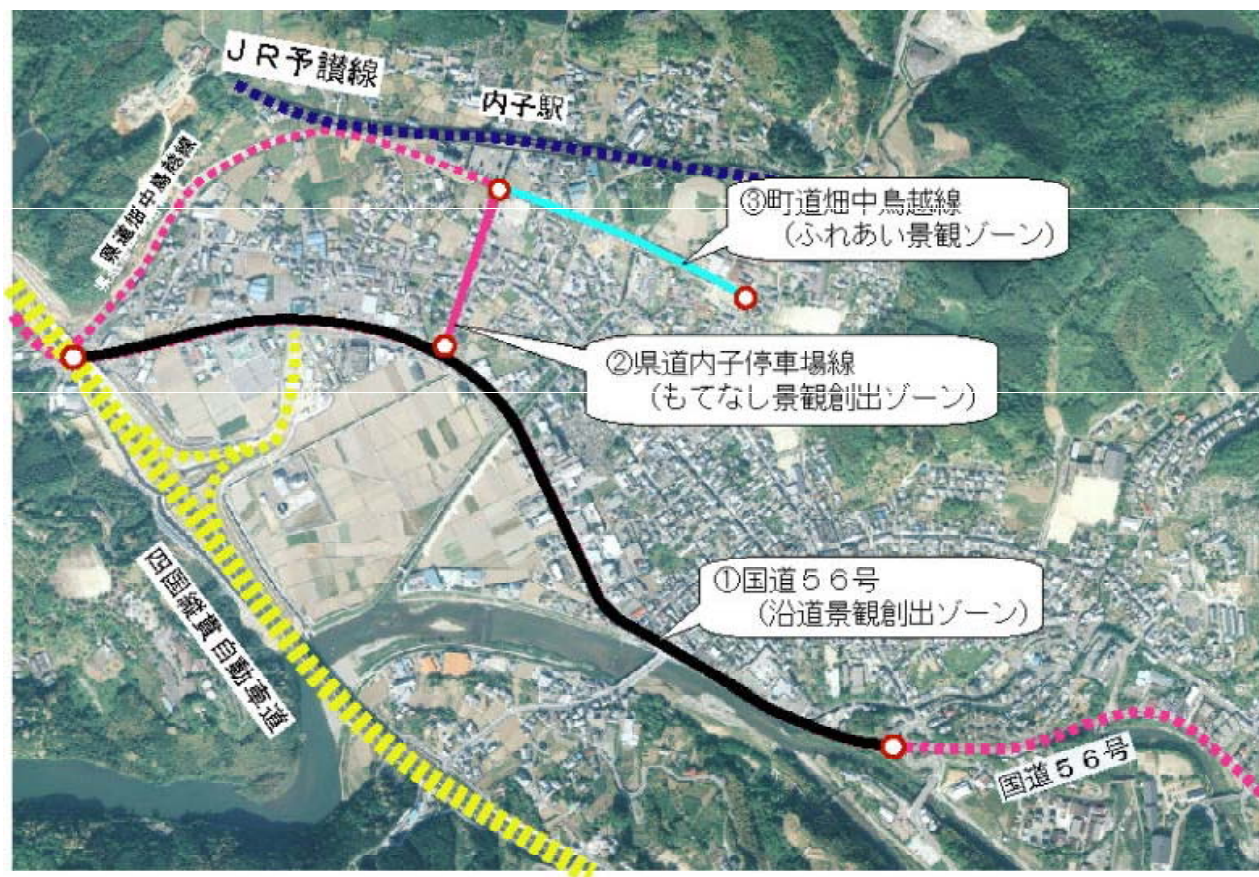
第1節 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、良好な景観形成を図るため当該公共施設管理者との協議・同意により「景観重要公共施設」を指定することができる。そこで地域の景観形成目標にそって景観重要道路、景観重要河川を選定し、その景観重要公共施設の整備に関する方針を設定する。

(1) 景観重要道路

景観重要公共施設として位置づける下記の路線について、駅前・国道56号都市景観形成地区、文化交流拠点景観形成地区、大瀬成留屋景観形成地区の景観形成方針に則って整備することとし、内子町以外の管理者に対して設計・施工時に景観形成方針に配慮してもらうよう努めるものとする。

内子地区



大瀬地区



満穂地区

路線 ①	国道56号（沿道景観創出ゾーン）
区間(延長)	鳥越交差点～379号交差点（1.7 km）
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げに努める。 ・潤いのある景観を形成するため街路樹や植栽帯等の沿道緑化に努める。 ・照明を設置する場合は、歩行者や車両の通行の安全確保及び周囲の景観との調和に努める。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>鳥越交差点付近</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>国道379号交差点付近</p> </div> </div>	

路線 ②	県道内子停車場線（もてなし景観創出ゾーン）
区間(延長)	J R内子駅～56号交差点（0.3 km）
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とした整備に努める。 ・山並みの眺望を活かすため防護策等の道路附帯物の形状、街路樹の整備等、地区の景観整備方針に則った整備に努める。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>J R内子駅付近</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>国道56号交差点付近</p> </div> </div>	

路線 ③	町道畑中鳥越線（ふれあい景観ゾーン）
区間(延長)	J R 内子駅前交差点～内子自治センター（0.5 km）
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とした整備に努める。 ・歩行者、利用者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。 ・街路樹の整備を図る。



J R 内子駅前交差点付近



内子自治センター付近

路線 ④	県道大瀬川中線（街なみ環境整備ゾーン）
区間(延長)	成留屋橋交差点～大瀬小学校前交差点（0.5 km）
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の街並み環境に配慮した意匠及び色彩を基調にした整備に努める。



成留屋橋交差点付近



大瀬小学校前交差点付近

路線 ⑤	県道内子双海線
区間(延長)	論田橋交差点～横之地橋交差点 (6.0 km)
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・麓川と一体となった景観整備に努める。 ・防護柵等の工作物は色彩を統一するように努める。



論田交差点付近



横之地橋交差点付近

(2) 景観重要河川

景観重要公共施設として位置づける下記の河川について、景観計画区域における景観形成の方向、景観計画重点区域の景観形成方針に則って整備することとし、内子町以外の管理者に対して設計・施工時には景観特性が助長されるよう景観形成方針等に配慮してもらうよう努めるものとする。



河川①	小田川
区間(延長)	白水橋～大洲市境 (27.0 km)
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ・上流部は、河床に自然石が散在しており、山間部を流れる河川の景観がみられる。 ・中流部は、国道379号に沿って流れており対岸の集落等が遠景となる開放的な景観がみられる。仙人河原、知清河原では、桜等の植生景観や水辺から周辺の山並みを眺望できる開放的な景観がみられる。また、川登地区では、筏流しイベントが開催され観光スポットとなっている。自然石の護岸には「カワツツジ」が自生しており四季の折々の景観がみられる。 ・下流部分には、豊秋河原、親水公園、小田川緑地公園があり、住民の憩いの場として開放的な水辺景観がみられる。特に、豊秋河原では、大風合戦イベントの会場にもなっている。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸等の整備にあたっては、自然と調和する素材を選定するよう努める。 ・河川生物の生育環境を保全し、周辺の植生景観をできるだけ維持するよう努める。



上流部 (白水橋付近)



下流部 (豊秋河原)



中流部
(川登地区の筏流しイベント)

河川②	麓川
区間(延長)	満穂地区 横之地橋～中山川合流点 (10.0 km)
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> • 屋根付橋 (田丸橋) や22箇所の堰があり、特に西井手堰は町の重要文化財となっており山間部を縫うように流れる河川は、農村景観の重要な要素となっている。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> • 護岸等の整備にあたっては、自然と調和する素材を選定するよう努める。 • 河川生物の生育環境を保全し、周辺の植生景観をできるだけ維持するよう努める。



横之地橋下流付近



中山川合流点付近



屋根付橋 (田丸橋)



竹の成付近

河川③	中山川
区間(延長)	立川地区 鳥居元橋～喜市堰 (4.5 km)
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ・国道56号に沿って河川が流れており対岸の水田や集落、JR予讃線、小学校が遠景となる開放的な景観がみられる。 ・屋根付橋(鳥居元橋)堰が整備されており、移動による変化のある景観がみられる。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸等の整備にあたっては、自然と調和する素材を選定するよう努める。



鳥居元橋付近






喜市堰付近





屋根付橋(鳥居元橋)

河川④	郷之谷川
区間(延長)	内子地区 栄橋～小田川合流点 (0.5 km)
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> 市街地から水田内を流れる河川は、市街地景観から営農地景観の要素になっている。 栄橋から国道56号にかけて兩岸に「垂れ桜」を植栽しており住民の憩いの場所となっている。 河川に沿って区画された水田が開放的な営農地景観がみられる。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 護岸等の整備にあたっては、自然と調和する素材を選定するよう努める。 河川生物の生育環境を保全し、周辺の植生景観をできるだけ維持するよう努める。
 	
<p style="text-align: center;">栄橋下流付近 小田川合流点付近 (垂れ桜)</p>	

河川⑤	柿原川
区間(延長)	柿原地区 大登橋～小田川合流点 (0.8 km)
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> 河川に沿って住宅地から営農地(水田)が広がっており、開放的な景観がみられる。 自治会等によりホタルの生育と環境保全に取り組んでおり潤いのある水辺景観づくりが進んでいる。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 護岸等の整備にあたっては、自然と調和する素材を選定するよう努める。 河川生物の生育環境を保全し、周辺の植生景観をできるだけ維持するよう努める。
 	
<p style="text-align: center;">大登橋下流付近 小田川合流点付近</p>	

河川⑥	御祓川
区間(延長)	御祓地区 御祓橋～小田川合流点 (4.3 km)
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道坊屋敷小田線に沿って河川が流れており対岸の水田、集落等と一体となった開放的な景観がみられる。 ・ 河床に自然石が散在しており、山間部を流れる河川の景観がみられる。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸整備等にあたっては、自然と調和する素材を選定するように努める。 ・ 河川生物の生育環境を保全し、周辺の植生景観をできるだけ維持するよう努める。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>御祓橋下流付近</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小田川合流点付近</p> </div> </div>	

河川⑦	田渡川
区間(延長)	上田渡・中田渡地区 大元橋～新中田渡橋 (1.3 km)
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道379号に沿って河川が流れており対岸の山林、集落等が遠景となる開放的な景観がみられる。 ・ 河床に自然石が散在しており、山間部を流れる河川の景観がみられる。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸等の整備にあたっては、自然と調和する素材を選定するよう努める。 ・ 河川生物の生育環境を保全し、周辺の植生景観をできるだけ維持するよう努める。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>大元橋下流付近</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>新中田渡橋上流付近</p> </div> </div>	

第2節 景観重要公共施設の占用許可の基準

景観重要公共施設に係る工作物等の占用の許可基準について、法令等で定められている基準に上乘せして次のとおり定める。ただし、占用物件の形態・意匠に変更がない更新・継続申請には、この基準を適用しない。なお、この節でいう工作物等は、地中に埋設するものや電柱、電線を除き、煙突、排気塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、彫像、記念碑、鉄柱、遊具、観覧車、コースター、コンクリートプラント、アスファルトプラント、石油・ガス等貯蔵処理施設、汚水処理施設、ゴミ処理施設、塀、護岸、橋梁、堰、水門、柵、保管庫及びこれらに類する施設と屋外広告物とする。

第1項 景観重要道路に係る道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

景観重要道路内において、工作物等の道路占用の許可を行う場合は、以下の事項に配慮することとする。

①工作物等の形態

- ・沿道建築物等との形態・意匠との整合を図った形態とする。
- ・華美なデザインとならないように配慮するほか、装飾性の高いデザインとする場合は、周辺の景観や良好な沿道景観に配慮したものとする。

②工作物等の色彩

- ・法令等で色彩が規定されているものを除き、原色の使用は控え茶系統の落ち着いた色彩とする。

第2項 河川法第24条又は第26条第1項の許可の基準

景観重要河川内において、土地の占用及び工作物等を新築、改築しようとする場合は、以下の事項に配慮することとする。

①工作物等の形態

- ・周辺の景観との調和するような形態とするように努める。

■参考資料：関係法令

<p>[道路の占用の許可]</p> <p>○道路法第32条第1項 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物二 水管、下水道管、カス管その他これらに類する施設三 鉄道、軌道その他これらに類する施設四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設六 露店、商品置場その他これらに類する施設七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの <p>○同条第3項 第1項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞がないと認められる軽易なもので、政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。</p>

<p>[土地の占用の許可]</p> <p>○河川法第24条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く、以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>[工作物の新築等の許可]</p> <p>○河川法第26条第1項 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者も同様とする。</p>
--

第4章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合させつつ、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業の近代化のための施設の整備に関する事項について一体的に定めるものである。本計画では農業振興地域において、それぞれの地域の景観特性を活かしながら魅力ある景観を保全し創出するために必要となる次の基本的な事項を示す。

① 保全・創出すべき地域の範囲

農業振興地域内において地形や営農形態にあわせて里地里山地域、棚田地域、集団営農地域、その他点在地域の4地域とする。

② 保全・創出すべき地域の景観の特色

地 域	特 色
里地里山地域	農地のなかに集落や寺社・ため池・山林・河川等が混じりあつた景観が美しく、農村の昔ながらの良き生活文化が垣間見える。
棚田地域	人手により築かれた石垣の美しい棚田が一面に広がっている。しかし、高齢化等の労力不足により耕作放棄地が広がっている。また、棚田の残る地域は、集落人口が少ないという特徴がある。
集団営農地域	国営総合農地開発事業等による農地造成や圃場整備が行われて、集団的な畑作や水田中心の効率的な農業経営が行われている。また、主に落葉果樹の樹園地においては管理された果樹や紅葉が美しい。
その他 点在地域	まとまった農地はないものの道路沿いでポイント的に美しい景観が残っている。

③ 魅力ある景観を保全・創出するための方針

地 域	方 針
里地里山地域	農地・ため池・水路・建物・山林へと連続する景観によって構成される集落全体の景観を保全する。また、祭礼等の伝統行事を継承し生活文化を重視した保全とする。
棚田地域	歴史的・景観的に優れた棚田と稲穂・稲木・野辺の草花等季節感を感じさせる農村景観を維持保全する。そのため継続して稲作が行われるような環境整備を図る。
集団営農地域	集団的な生産活動を維持し、一面に広がる美しい農村景観を維持保全する。また、樹園地においては、地域独自の起伏に富んだ農地を保全しつつ営農活動によって維持されてきた果樹地域の美しい景観を維持する。
その他 点在地域	石垣やため池・河川等、農地と一体的な保全を図る。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

第1節 景観重要建造物の指定の方針

景観法第8条第3項第4号に規定する景観法第19条第1項の景観重要建造物の指定の方針について定める。

1、指定方針

- ① 各地区で町民に親しまれている建造物、優れた意匠や技術が用いられている建造物、再び建築できない建造物は、景観形成の重要な要素となっている。内子町にとってこうした建造物は、貴重な歴史的な財産であり、景観上、特に優れているものは、できるだけ保全し後世に伝えていく必要があるため、所有者の意向を聴いて指定を行う。
- ② 町内には文化財保護法による有形文化財として登録している建造物があるが、文化財保護法の要件を満たすものは登録を推進するが、あわせて所有者の意向を聴いて景観法による景観重要建造物の指定を併せて行うものとする。(ただし、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については指定を行わない。)

2、指定基準

次の各号のいずれかに該当するものについて、景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物の指定を行うものとする。但し、指定にあたっては所有者の意向を尊重するものとし、公衆用道路等の公共施設から容易に見ることができる位置にあるものに限る。

- ① 歴史的景観に寄与しているもの
- ② 意匠等に高度な技術が使われているもの
- ③ 再建築が容易でないもの
- ④ 歴史的・文化的な価値が低い建造物でも歴史的な建築様式を継承したものや地域のシンボリックな存在となっているもの

(参考)



栗田邸



旭館

第2節 景観重要樹木の指定の方針

景観法第8条第3項第4号に規定する景観法第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針について定める。

1、指定方針

- ① 各地区に点在する巨木や銘木は長年、地域住民の生活に密着し、やすらぎや癒しの空間を創ってきた。こうした樹木は町民にとって貴重な歴史的財産であり、景観形成の重要な要素となっている。内子町にとってこうした樹木は、貴重な歴史的な財産であり、景観上、特に優れているものは、できるだけ保全し後世に伝えていく必要があるため、所有者の意向を聴いて指定を行う。
- ② 町内には町指定天然記念物や社会教育資料としての樹木があり文化財として指定している。今後も保存すべき樹木は継続して天然記念物等の指定を行うが、あわせて所有者の意向を聴いて景観法による景観重要樹木の指定を併せて行うものとする。(ただし、文化財保護法の規定により特別史跡名勝記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については指定を行わない。)

2、指定基準

次の各号のいずれかに該当するものについて、景観法第28条第1項に規定する景観重要樹木の指定を行うものとする。但し、指定にあたっては所有者の意向を尊重するものとし、公衆用道路等の公共施設から容易に見ることができる位置にあるものに限る。

- ① 地上から1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上の樹木
- ② 株立ちした樹木で、地上からの高さが3m以上の樹木
- ③ 歴史的・文化的な価値が低い樹木でも地域のシンボリックな存在となっているもの

(参考)



石畳のしだれ桜



伍社天神社の大木